

(公印省略)  
令和4年12月22日

川西市議会議長  
西山博大様

厚生文教常任委員長  
平岡 讓

### 委員会報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第101条の規定により報告します。

厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について（審査日：令和4年12月9日）

1. 議案第71号 丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

議案の概要

本案は、丹波少年自然の家事務組合から尼崎市が脱退することに伴い、規約の一部を変更する協議について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 本案は、今年度末で尼崎市が事務組合を脱退することによる事務組合理約の変更に伴う協議であるが、令和5年度末をもって事務組合が解散することが決定され、解散の手続について、本市が中心となって協議を進めていると聞き及んでいるが、その経緯等について伺いたい。

答 丹波少年自然の家については、尼崎市や西宮市など、同様の施設を保有している自治体において、負担金等の取り扱いが課題となっていた。本市としては、引き続き同施設を活用したいとの意向を示していたが、構成市町間で合意を得ることができず、解散の決定に至ったものである。そこで、従来から経営の効率化や施設の地域活性化への活用などの意見を述べてきた経緯もあることから、解散に向けた協議について本市が座長として意見集約を行っているところである。

特記事項

配付資料あり（丹波少年自然の家事務組合理約の変更について）

審査結果 原案可決（全員賛成）

2. 議案第77号（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業に係る事業契約の変更について

議案の概要

本案は、（仮称）川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業に係る事業契約について、契約金額を変更するにつき、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるもの。

質疑の概要

問 資料によると、今回の変更は設計・建設費、開業準備費における割賦利息が増額となっているが、現在の原油高や物価高騰は維持管理・運營業務費に影響があると考えられることから、金額の変更に係る契約内容について伺いたい。

答 今回の契約変更は、中学校給食センターの設計・建設費、開業準備費のうち、割賦払いに係る利息について、令和4年8月30日の基準金利を用いて見直すことを事業

<p>契約に規定しているため、現契約締結時の金利0.006%から確定時の0.695%へ金利を変更することで契約金額が増額となっているものである。一方、維持管理・運營業務費については、消費者物価指数を用いて見直す仕組みがあり、中学校給食センターは令和4年度から運営を開始していることから、当該年度の消費者物価指数が5年度に確定した時点で消費者物価指数を確認し、契約金額を見直すこととなる。</p>
<p>特記事項 配付資料あり（ 基準金利      ほか ）</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

### 3. 議案第82号 川西市付属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

<p>議案の概要</p> <p>本案は、川西市健康づくり推進協議会と川西市食育推進会議の2つの付属機関を計画の構成に合わせて再編し、川西市食育推進会議を廃止するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p>
<p>質疑の概要</p> <p>問 廃止される食育推進会議には多数の専門委員が参加していたと認識しているが、それらの委員は、川西市健康づくり推進協議会にも引き続き参加されることになるのか伺いたい。</p> <p>答 食育推進会議はさまざまな組織から選出された委員で構成されており、健康づくり推進協議会への再編に当たっては、同一組織から複数名が委員となっている場合には1名にするなどの調整は行うものの、当該会議で委員を選出している組織が欠けることはない。</p> <p>問 各付属機関は、従前より、それぞれの設置目的に従い議論を重ねてきた経緯があることから、食育推進計画を健康づくり計画に包含され、計画の構成に合わせて付属機関を再編すると、市の食育に対する取り組みが縮小されるのではないかと危惧するが、市の見解を伺いたい。</p> <p>答 市としては、丁寧に進めていく必要があると認識しており、例えば計画策定に係る会議についても、従来の会議時間で審議していただくことは困難であると考えており、会議の開催回数をふやすなど、臨機応変に対応していきたいと考えている。</p>
<p>特記事項 なし</p>
<p>審査結果 原案可決（全員賛成）</p>

4. 議案第85号 令和4年度川西市一般会計補正予算(第6回)

議案の概要

第1表 歳出第3款民生費のうち第1項社会福祉費第2目人権推進費及び第3目総合センター費を除く全部。第4款衛生費のうち第2項環境衛生費及び第3項清掃費を除く全部。第10款教育費。

質疑の概要

第1表 歳出

第3款 民生費

問 委託料1億8020万9000円が追加補正されている高齢者等防災啓発事業について、議案質疑資料によると、70歳以上の市民として、避難行動要支援者約3000人も対象としているが、要支援者は自助に加えて、共助、公助が必要であり、啓発内容として示されている「自分の命は自分で守るための適切な行動を起こすきっかけを作る」ことに違和感を覚えることから、市の考え方を伺いたい。

あわせて、事業費の詳細として物資調達単価を2500円と設定していることに関して、具体的にどのような物資を調達し、配布するのか。

答 避難行動要支援者の対象者については、特に配慮した啓発が必要と考えており、この事業の目的を勘案しながら、物資配布時のお知らせ文書の表現を慎重に検討し、市の意図が伝えられるよう工夫していきたい。

また、現在のところ予定している物資の内容としては、防災用の備蓄食をはじめ、災害時に使用できる生活用品としてトイレキットなどを考えている。

問 満寿荘の指定管理料1000万円を追加している施設入所援護事業について、議案質疑資料によると、追加補正の要因として、光熱水費支出の増とともに、入所者数の減による措置費収入、介護報酬収入の減が挙げられているが、同施設の入所者数の見通しについて伺いたい。

答 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って入所を制限していたことが、入所者数が減少した要因と考えている。しかし、当該施設は重要な高齢者施設と認識しており、今後、近隣市等にも入所対象者の有無について確認しながら、引き続き入所者数の増に向けて取り組んでいきたい。

問 ギフトカード代を含めた発送業務の委託に係る経費として9240万円が追加されている子育て応援ギフトカード事業について、対象者として学校給食費の無償化の恩恵を受けることができない私立の小・中学校等に通う児童・生徒を含んでいるが、不登校の児童・生徒についてはどのように対応するのか。

答 子育て応援ギフトカード事業は、給食を喫食していない児童・生徒を対象に実施することから、不登校の場合、給食停止届を提出している場合は対象にしていきたいと考えており、支援事業の内容について改めて周知していきたい。

#### 第4款 衛生費

問 本補正では、原油価格高騰等による市のさまざまな施設の光熱水費に係る補正が計上されているが、保健センター費においては人件費178万7000円の減額補正のみが計上されていることから、現計予算で対応できると理解してよいか。

答 保健センター費の光熱水費については、9月定例会の補正予算において、157万5000円増額補正したところである。その後、原油価格高騰等の影響について精査した結果、今年度末まで現状の予算で対応できる見込みであることから、今回は補正予算を計上していない。

#### 第10款 教育費

問 小学校運営事業において、負担金、補助及び交付金に364万円が追加されている感染症対策等支援事業に係る経費について、1校当たり14万円から54万円の国からの補助金増額に伴う交付分であるとの説明があったが、各校への交付額に大きな開きがある理由を伺いたい。

答 当該交付金は、各校の児童等の数に応じて段階的に補助額が決まっていることから、各校の交付額に開きが生じているものである。加えて、特別支援学校については、小・中学校と比較して少し高めに算定されている状況である。

#### 特記事項

議案質疑資料あり（高齢者等防災啓発事業の内容の詳細（対象年齢、対象人数、啓発の内容、事務的経費など事業内容の詳細）について ほか）

審査結果 原案可決（全員賛成）

### 5. 議案第86号 令和4年度川西市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）

#### 議案の概要

本案は、令和4年度、会計検査院実地検査での指摘による国県負担金の自主返還に要する経費と人件費の補正により、歳入歳出予算にそれぞれ2117万9000円を追加するとともに、令和4年度中に入札及び契約を行う必要がある帳票等作成及び月次納税通知書封入封緘業務など5件について、債務負担行為を設定しようとするもの。

#### 質疑の概要

問 会計検査院の実地検査において、特定健康診査保健指導費負担金の取扱要領では、

<p>特定健康診査のみに要した費用が不明確なときは交付の対象としないとの記載があるため、特定健康審査項目の充足だけで対象人数に含めるのは不適切であるとの指摘を受け、今回、平成28年度から令和2年度分を自主返還するとのことだが、令和3年度分の同負担金の取り扱いと、今後の特定健康診査の取り扱いについて伺いたい。</p> <p>答 令和3年度分については、4年の5、6月に実績報告があり、その時点で修正したことから返還金が発生することはない。</p> <p>また、特定健康診査に関する今後の取り扱いについては、現在、人間ドックを実施している医療機関で受診することができるが、保健センターとベリタス病院については覚え書きを締結して特定健康診査に要した費用を明確にすることとしたため、今後とも補助を受けられる状態になっている。これ以外の医療機関で人間ドックを受診した場合は補助対象とはならないが、国民健康保険の基金等も活用しながら、どの医療機関でも従来と同様の取り扱いを継続する考えである。</p> <p>問 今後も補助対象となる保健センターとベリタス病院では特定健康診査の費用が明確となるものの、その他の医療機関では明確にするのが困難であるとのことだが、これまでの受診件数の実績について伺いたい。</p> <p>また、現行の当該負担金取扱要領を改めるよう国に要望する考えはないか。</p> <p>答 令和3年度の実績として、全体で1125件ほどのうち、保健センターとベリタス病院で640件ほどを占めていることから、半数以上が補助を受けられる状態になると考えている。</p> <p>また、厚生労働省が特定健康診査の受診率向上を促しているにもかかわらず、費用が明確でないという理由だけで補助対象とならないことには異論があるため、今後、市長会等を通じて意見していきたいと考えている。</p>
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

6. 議案第87号 令和4年度川西市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）

<p>議案の概要</p> <p>本案は、人件費予算の補正により歳入歳出予算をそれぞれ546万9000円減額し、予算の総額を34億9125万5000円にするとともに、令和4年度中に入札及び契約を行う必要がある帳票等作成処理業務について、債務負担行為を設定しようとするもの。</p>
質疑の概要 なし
特記事項 なし
審査結果 原案可決（全員賛成）

7. 議案第88号 令和4年度川西市介護保険事業特別会計補正予算(第2回)

議案の概要
本案は、人件費予算の補正により歳入歳出予算にそれぞれ556万5000円追加し、予算の総額を147億8404万4000円にしようとするもの。
質疑の概要
問 補正予算給与費明細書によると、一般職の職員数が1名減となっていることから、業務への影響等について伺いたい。
答 一般職の職員数が1名減となっているものの、雇用形態の変更に伴うものであるため、実質的な配置人数に変動はない。
特記事項 なし
審査結果 原案可決(全員賛成)

8. 議案第91号 令和4年度川西市一般会計補正予算(第7回)

議案の概要
妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施の対策として、早急に対応が必要な出産・子育て応援事業に要する予算を確保するため、歳入歳出予算にそれぞれ1億6221万8000円を追加するとともに、令和5年4月から9月の妊娠・出産分費用に係る繰越明許費を設定しようとするもの。
質疑の概要
問 出産・子育て応援交付金は令和4年4月以降に妊娠、出産した方が対象になることだが、今年度、既に出産された対象者への10万円の給付の方法について伺いたい。また、妊娠届け出後、令和5年9月末までに出産されなかった場合の取り扱いについて伺いたい。
答 今回の制度の対象者は令和4年4月から令和5年9月出産分となっていることから、既に出産された方については、本補正が成立した後、給付事務を行うに際して個人情報保護審議会の答申を得て、おおむね令和5年1月下旬以降に給付に係る案内を行いたいと考えている。
また、令和5年10月以降についても本制度を継続的に実施するため、国において必要な安定財源の確保について、5年度当初予算の編成過程において検討されると聞き及んでいることから、本市もその方向で当初予算に計上していきたいと考えている。
特記事項 なし
審査結果 原案可決(全員賛成)

9 . 請願第 1 2 号 市立清和台幼稚園で園児募集を行うことについての請願書

請願の趣旨 令和 4 年第 4 回川西市議会定例会において、市立清和台幼稚園を令和 5 年 3 月末をもって廃園とする条例案が上程されたが、継続審査となり審議未了で廃案となっていることから、令和 5 年度入園の園児募集を行うことが必要である。また、在園児がいることも考慮して園児募集をすることが必要であり、清和台幼稚園において園児を募集することを請願する。
特記事項 なし
審査結果 不採択（賛成少数）

1 0 . 請願第 1 3 号 川西市内学校園所における児童生徒、保護者ならびに教員に対して、マスクの着用が任意であることの周知の徹底、及び健全な成長発達を考慮した指導に関する請願書

請願の趣旨 国では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2 0 2 2 年 5 月 2 5 日及び 1 0 月 1 4 日付で、厚生労働省がマスク着用の考え方に関するリーフレットを作成しているほか、1 0 月 1 9 日付の文部科学省からの事務連絡では、「体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること」とされている。一方、川西市内の学校では現在ほとんどの児童生徒が登下校時でもマスクを着用しているほか、体育の授業や運動部活動時でもマスクを着用している児童生徒がおり、結果として川西市においては、厚生労働省の指針に沿った指導ができていないと考える。また、指導している場合でも、指導の仕方や子供たちがマスクを外していないことなどについて調査・検討が必要と考えており、現状に向き合った対策を講じることが必要である。 そこで、川西市は、市内学校園所の児童生徒、保護者、教員に対して、マスク着用は任意であり、感染症対策はマスク着用のみを指すものではないことを改めて文書で周知徹底し、マスクを着けない児童生徒に対して不当な扱いがされないよう留意すること、給食指導で黙食など過剰な対策を中止すること、屋内外の可能な場面でマスクを外すよう指導し、マスクをしていない児童生徒に対して、地域住民が誤った不安感を抱かないよう周知することを請願する。
特記事項 請願者の発言申出による趣旨説明あり
審査結果 不採択（賛成少数）